

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例第 2 条抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的又は自主的に行う活動（宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を除く。）をいう。

2 この条例において「市民活動団体」とは、専ら市民活動を行う法人その他の団体のうち、本市に主たる事務所を有し、主として本市において市民活動を行う、構成員の数が 3 人以上の団体をいう。

木更津市協働のまちづくり条例第 2 条第 2 項抜粋

(2) 市民活動 市民、事業者及び地域コミュニティが行う公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市内において市民活動を行うことを目的とする団体をいう。

木更津市市民活動支援センター管理運営規則第 4 条抜粋

(登録の欠格事由)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項第 2 号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。次号において同じ。）
- (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- (4) 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対するもの
- (5) センターの施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるもの
- (6) 代表者が次のいずれかに該当するもの
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
 - オ 宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を支持し、宣伝し、又は反対する者
- (7) 条例第 12 条の規定により登録を取り消され又はその効力を停止された団体であって、当該取消しを受けた日から 2 年を経過しないもの
- (8) その他センターの管理運営上支障があるおそれがあるもの

他市参考

1. 市民活動団体として判断基準が定められているもの

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動
- (2) 住みよい地域づくりや市民生活を豊かにするといった、不特定多数のもの
の利益や社会の利益増進に寄与することを目的とした活動
- (3) 市民に対して活動内容が開かれた活動
- (4) 継続的に行われる活動
- (5) 登録市民活動団体については、広く市民の公益に資する活動を行うもの
で、NPO 法人又はそれに準ずる活動を行う非営利活動団体でなければならない
- (6) 規約等の主たる目的及び活動がNPO 法別表に掲げる20 分野の活動である。
- (7) NPO 法別表に掲げる20 分野の活動に該当することを、過去の実績等により明らかにできる場合は、公益活動と認めることができる。

2. 市民活動に当てはまらないもの（欠格事由）として定められているもの

- (1) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント、大会参加等）
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会
- (3) 家元制や流派による活動
- (4) 会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動
- (5) 活動によって得た利益や資産を社員や役員などの構成員へ分配する活動。労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる社会一般で妥当とされる賃金と比較してあまりにも高額な活動。

※参考市

兵庫県三田市、宮崎県宮崎市、埼玉県戸田市、愛知県岡崎市
 神奈川県横浜市、神奈川県藤沢市、神奈川県座間市
 千葉県柏市、千葉県鎌ヶ谷市、東京都青梅市、東京都多摩市

ID: 84

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	木更津市民会館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例 規 番 号	昭和44年 条例第27号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第10条 会館の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可には、会館の管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例第11条の規定による。 (使用の不許可) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の施設等の使用を許可しないことができる。 (1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) その使用が、会館設置の目的に反すると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるとき。 (4) その他会館の管理上支障があると認められるとき。 ※一般の利用者を巻き込んで不測に事態が生ずるおそれがある場合 ※警察による警備等の措置を取っても十分な警備を行えないおそれがあり、不測の事態を防ぐ確実な手段がない場合 ※他の利用者の人権を著しく侵害するおそれのある場合 ※犯罪の発生が予見される場合			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 6 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日